

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年度 第3回 所沢市障害者施策推進協議会
開 催 日 時	平成26年1月21日(火) 午後2時から4時
開 催 場 所	所沢市役所 全員協議会室
出 席 者 の 氏 名	植村 英晴、飯沼 勝男、木村 栄、色摩 玉江、鈴木 喜代子、池田 誠、竹内 正明、齋藤 和男、熊谷 大、小田島 明、谷田 悦男、山口 美紗子、柴田 勲、島村 典孝、玉津島 滝子、沼崎 則子 以上17名
欠 席 者 の 氏 名	駒崎 敏郎、山口 直彦、田中 英樹 以上3名
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	(1) (仮称)所沢市総合福祉センターに関する提言(素案)について(公開) (2) その他(公開)
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 所沢市障害者施策推進協議会名簿 ・ (仮称)所沢市総合福祉センターにおける障害者支援の充実に関する提言(素案)について ・ (仮称)所沢市総合福祉センターにおける障害者支援の充実に関する提言(素案)の作成・・・目的 ・ 所沢市障害者施策推進協議会の役割と位置づけ ・ 基幹相談支援センター(地域生活支援事業実施要綱) ・ 成年後見制度とは ・ 成年後見制度ご存知ですか?
担 当 部 課 名	福祉部 障害福祉課 電話 04-2998-9116 福祉部 次長 美甘 寿規 障害福祉課 課長 磯野 尊治 副主幹 足立 啓 主査 安座間 隆、森田 茂明、仲 修一 主任 中林 正太 福祉総務課 課長 北田 裕司 主査 佐藤 尊之 こども福祉課(こども未来部) 課長 青木 一圭 主査 奥井 祥三 保健センター健康管理課こころの健康支援室(健康推進部) 室長 市来 広美

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	開 会
会長	あいさつ
新任委員	新任委員あいさつ
全員	自己紹介
事務局	事務局ほか職員紹介
会長	傍聴者入場
	《議題》 (1) (仮称) 所沢市総合福祉センターに関する提言 (素案) について
事務局 (足立副主幹)	資料「 (仮称) 所沢市総合福祉センターに関する提言 (素案) の作成・・・目的」及び「所沢市障害者施策推進協議会の役割と位置づけ」について説明
事務局 (森田主査)	資料「基幹相談支援センター (地域生活支援事業実施要綱) 」について説明
会長	【質疑】 会議に入る前に事務局の説明に対する質問・意見をお聞きします。
委員	素案の語尾の文言で「必要である」と「されたい」は意味があつての使い分けですか。
事務局 (足立副主幹)	「必要である」は既に必要性が認められているもの、「されたい」は必要性も含めて検討等を要するもの、で使い分けています。

委員	<p>表現は十分に詰め切れていません。</p> <p>(4) その他 2 「ところバス」等の運行については、必要性が認められていませんか。</p> <p>実地調査をしましたが、最寄りの新所沢駅との間には駐車場・駐輪場があり、時間帯によっては通学の学生がかなり通ります。</p> <p>点字ブロックを利用すると遠回りになります。</p> <p>「されたい」ではなく、市の意見を伺いたい。</p>
事務局(磯野課長)	<p>素案は委員の皆様から出た意見をまとめたものです。</p> <p>まとめたものを提言として市の方に頂くこととなります。</p> <p>頂いた提言に対してどうするかは次の段階であって、本日は提言の内容・表現を委員の皆様でご議論ください。</p> <p>バス等の必要性については、理解いたしました。</p>
委員	<p>素案の表現は既に議論があって決めたものと理解していました。</p> <p>議論がこれからであれば、一つずつ決めていけばよいと考えます。</p>
委員	<p>(1) 1 「運営委員会」は「総合福祉センターをつくる会」ではダメなのでしょうか。</p>
会長	<p>「総合福祉センターをつくる会」はつくる時のものであり、発展的解消するにしても、運営には運営委員会が必要ということではありませんか。</p>
事務局(北田課長)	<p>総合福祉センターの基本計画にありますように、運営について、市としては、運営協議会を設置していきたいと考えております。</p> <p>委員は、幅広く社会福祉関係団体の代表や学識経験者から選出します。</p>
委員	<p>(4) 1 成年後見は周知・啓発活動に加えて、後見人の人</p>

	<p>材の備えを考えていますか。</p> <p>社会福祉協議会は、団体としての後見活動を強化するという方針を決められ、私も積極的に賛成しました。</p> <p>個人の後見には、一部権限濫用の問題もあります。</p>
<p>会長</p>	<p>大変重要な問題ですが、素案の中身になりますので、素案の順番に沿って議論していきます。</p>
<p>会長</p>	<p>(1) 総合福祉センター</p> <p>運営委員会・6つの機能・センターと事業者の連携・住み分け等、意見はありませんか。</p> <p>保健・医療・教育・福祉の連携も謳われておりますが。</p>
<p>委員</p>	<p>運営委員会の構成について要望です。</p> <p>「利用者を参加させた」の文言がありますので、その方向だと思えます。</p> <p>総合福祉センターは、市民運動の歴史的な成果として具体化したと思えます。</p> <p>しかし、運動を始められた20年前と現在では、ニーズの範囲が広がっています。</p> <p>障害者や高齢者だけでなく、若者や子どもが対象に入っています。</p> <p>対象者というときに、子どもであれば、法令上の発達障害・自閉症・注意欠陥多動性障害なども反映しないと現代的なものにはなりません。</p> <p>若者相談でもかなり重なる部分があると思えます。</p> <p>母体の把握が難しくはありますが、若者・発達障害・子どもの当事者も運営委員に加える必要があります。</p> <p>次に、連携です。</p> <p>保健・医療・教育・福祉の文言が並べられたのは、積極的な意味合いがあります。敢えて文言に入れなければならない困難があるからこそ入れたと評価します。</p> <p>最近も、発達障害啓発事業に関わる取組みをこども福祉課中心にやられています。その中でも文言は入っても、難しいのが教育と福祉、労働との連携です。</p> <p>連携の仕掛けも必要ですが、まず、連携のことを視野に入れ</p>

<p>会長</p>	<p>ておく必要があります。</p> <p>利用者とは、発達障害・若者・こども・難病等考慮する必要があります。</p> <p>実質的な連携の必要性も謳われています。</p> <p>例えば、知的・精神障害者が市内で一般の開業医を受診することは、非常に困難な現実があります。</p> <p>センターの機能を使って実質的な調整ができないかとも考えます。</p>
<p>会長</p>	<p>(2)総合相談機能・(3)基幹相談支援センター</p> <p>ワンストップ相談、6つの相談支援の取りまとめ、言うは易く、行うはなかなか難しいことです。</p> <p>また、相談窓口に来れない方がたくさんおり、窓口に来れば、課題の半分は解決と言えるかもしれません。</p> <p>相談を実質的に機能させるために、何が、どんな配慮が必要でしょうか。</p> <p>人の配置だけではなく、団体との結びつき、支援に対する啓蒙も含めて取組まないと、センターに座って待っているだけではいけません。</p>
<p>委員</p>	<p>所沢市の相談はいろいろなところがあり、まあまあやっているとします。</p> <p>抜け落ちているとすれば、若者相談です。</p> <p>ワンストップの相談を1つの窓口でできるのか、経験豊富な有資格者とは誰か、素直に思ってしまいます。</p> <p>365日24時間がすぐ実現するとは思いませんが、少し遅くまで電話が置いてあれば、違うとは思いません。</p> <p>話が戻りますが、(1)福祉センターの6つの機能について、資料では様々な部署の様々な計画があります。住み分けをどうするのでしょうか。</p> <p>総合福祉センターは新所沢駅に近く、市役所や保健センターよりメリットがあればと考えましたが、取りまとめる職員というのは現実には難しいです。</p> <p>ただ、それができる方が何人もいれば、スピードをつけて動ける可能性はあります。</p>

会長

それぞれの部署の方がいるので、総合的に対応できるイメージになると思います。

現実的には相談の窓口に来ていただく働きかけ、ネットワーク作りからやらないと難しいです。

委員

「ワンストップの相談を目指して」とありますが、まず総合相談窓口は難しいです。

精神にしてもいくつもの専門的な分野に分かれています。知的障害の場合、親や支援員が本人の代弁をしないと相談できない方もいます。

地域で受けた相談を、地域包括支援センターへ、そこから、保健センターへ、また、精神の担当へ持っていくと複雑極まります。

障害を持っている方は外出できない方が多いので、電話をすると、障害者相談員が家にきてくれます。

総合相談窓口は本当に必要なので、進めなければいけません。柔軟性が必要です。窓口に来れない人へは職員が出て行って、相談を受けて適切なところに繋ぐ必要があります。

会長

ご指摘の点は非常に重要です。

人口減に対して、世帯数の減少は急速には減っていません。単身・親子の世帯が急速に増えています。

障害者の親の高齢化といった非常に複雑な問題があります。

窓口に来ることが困難な方への対応も含めて、総合相談機能を考えなければ、実質的に地域の生活の基盤を作ることはできません。

委員

精神に関わることをしております。

精神障害の障害特性として、外に出ることが非常に困難なことが多いです。

定期的な地域の出張窓口があるとよいです。

もう一つの障害特性で、時間に限らず、いつでも、どこでも、なんでもかんでも相談してしまう、相談したい方が多いです。

24時間365日、電話でも、相談窓口が開くとありがたいと思います。

	<p>もう一点、基幹相談支援センターに繋がりますが、相談者へのフォローです。相談支援事業者や障害支援事業所が関わっていきますが、どこが主体として最終的に見ていくかが大事なポイントです。</p> <p>複数の機関・事業所が関わったときに、お互いに相手が相談者と連絡を取っていると考え、実際には相談者と連絡が取れていない、状況が悪化していたということがあり得ます。</p> <p>例えば、最初に連絡を受けたところが最終的に見る、確認するといった整備が必要です。</p>
委員	<p>経験豊富な有資格の専門相談員の配置が必要となった場合、弁護士や司法書士となると、相当の報酬が必要です。6つの相談支援となると、福祉・社会保障に精通している方も少ないと思います。</p>
会長	<p>職員の問題、電話での24時間の相談体制の有効性、また、相談を頂くことも必要ですが、障害者団体・事業者と連携の下、相談が行われたいといけません。</p> <p>教育・労働・福祉の連携について、意見が出ています。</p>
委員	<p>「6つの相談を一旦は受けられるような体制」について、質問です。</p> <p>一旦受けてその後はどうするのですか。</p>
事務局(北田課長)	<p>幅広い相談を受けて、関係機関との連携が必要な場合、連携をとって支援していくことになります。</p> <p>10分間休憩</p>
会長	<p>専門相談員は福祉相談ですので、社会福祉士などを中心とした対応になると思います。</p> <p>弁護士等は無理かと思いますので、確認させてください。</p>
委員	<p>成年後見では財産管理も絡みますので、弁護士・司法書士の必要性もあります。</p>

委員

しかし、総合福祉センターに配置される専門家は、社会福祉士をイメージします。社会福祉士の規定に「関係者との連絡及び調整」という文言も入っています。

十分に経験を積んだ社会福祉士が配置されれば、ここで求められている総合相談機能の役割を果たしていただけると期待します。

更に専門性が必要であれば、対応できるところを紹介し、繋いでいくイメージで捉えています。

総合相談でワンストップの解決は理想ですが、現実には無理です。

総合相談で相談内容の交通整理をして、確実に関係機関にバトタッチをしていく。それ以上は難しいです。

相談先が分からない相談者がセンターに行けば、相談に行くべき場所に繋いでくれる。それができれば、随分問題の解決に繋がると思います。

また、有資格の問題は、きちんとした社会福祉士を中心とした専門家になると思います。

さらに、座って相談を待っているだけではいけないのは、その通りです。しかし、このスタッフだけが出張相談をすれば、手薄にもなります。

相談内容に応じて、現在市内にある相談支援事業所との適切な連携も必要です。

委員

「ワンストップ」の文言は一旦受けて関係機関につなぐという文脈に合わないので、外すべきです。「ワンストップ」は一箇所で全部間に合うという意味です。

むしろトレンドは連携と協働、ネットワークです。

どこに行っても必ず然るべきところに繋がる、どこに行っても良いか分からないならここに行けばいい、というものが欲しいので、「ワンストップ」の文言は誤解を受けますし、誤りです。

もう一つ(2)総合相談機能と(3)基幹相談支援センター機能の関連が整理されていません。

「基幹相談支援センター」は業界用語です。

どこに相談に行けばよいか分からないという話は、発達障害の団体や保護者からもよく聞きます。

	<p>市民ニーズは(2)総合相談機能です。(2)の語尾は全て「必要である」で、市民ニーズをよく押さえた表現です。</p> <p>(3)は全て「されたい」で、検討という文言が入られる表現です。</p> <p>障害者の部門に限定されるかもしれませんが、総合相談機能で「必要である」と課題提起をして、具体的には「基幹相談支援センター」を作るという解釈も成り立ちます。実際にそうなる部分は大きいです。</p> <p>そのような整理・構成を分かりやすくしてください。</p>
委員	<p>相談に行きたいけれど、プライベートなことが話しにくい。どうやって相談に来させるかが気になります。</p> <p>大泉のさくら支援センターでは、生きがい対策として、調理や演奏・コンサート・お茶・センターの庭の花を育てる、クリスマス会、お祭りをします。</p> <p>徐々に参加・打ち解け、相談に繋がるケースがたくさんあります。</p>
会長	<p>相談の窓口は非常に敷居が高いというご指摘です。センターの中で相談に結び付けられる活動は必要です。</p> <p>センターの機能だけでなく、各団体と連携して行う必要があります。</p>
委員	<p>窓口に来れない方の相談をどうするか。</p> <p>社会福祉協議会では、ニーズ・地域課題の掘起しということで、所沢市において、民生委員・自治会に協力を頂いて、調査を行ったことがあります。</p> <p>地域の課題、各地区において様々な課題があります。</p> <p>課題を掘起して、相談につなげる必要があります。</p>
委員	<p>地域との絆を大切にするというテーマを掲げて、相談支援事業を今年は実施しています。</p> <p>市から受託している相談支援事業の去年の実績ですが、訪問224件、外来547件、電話340件です。訪問もかなりの率を占めています。</p> <p>総合相談機能をセンターに持たせても、かなりの業務を訪問</p>

	<p>に取られることになると思います。</p> <p>基幹相談支援センターの話が出てくると非常に分かりやすくなりますが、基幹相談支援センターで受けた相談を地域の相談支援事業所に振れば、地域の事業所の方ですぐに対応する形ができます。</p> <p>この位置づけが連携になります。</p> <p>センターの相談機能の中でどこまでやるかを詰めていければよいと思います。</p>
会長	<p>従来の相談機能との住み分け・役割分担ですね。</p> <p>振ったつもりが途中で落ちていた引継ぎの問題もありました。</p>
委員	<p>基幹相談支援センターは、障害の相談機能です。</p> <p>法律で市町村は設置できる、義務ではないので、素案は「されたい」の表現にしていると理解しています。</p> <p>自立支援協議会相談部会で、相談技術の向上や市内の状況把握のため、月1回の定例会を開催しています。相談支援事業に現在従事している職員が基幹相談支援センターについて、検討を行いました。</p> <p>一つの事業所では解決が難しい困難ケース、障害に関わらない問題を含む多問題ケースを担当している事業所のバックアップ機能を期待する声が多かったです。</p> <p>基幹相談支援センターが実際に相談を受けて出向くというよりも、地域の事業所に振って、事後の確認やバックアップをする機能を強化する動きが必要です。</p> <p>また、障害の計画相談では、サービス等利用計画を3年間、あと1年強で全員に作成しなければならず、市内8事業所で行っています。</p> <p>しかし、市内の需要に応えるだけの相談員の数がないのが現状です。</p> <p>相談支援事業者の育成・研修にも力を入れ、開発したいです。市内全体で相談支援が障害者のニーズに十分に届いていける数と質を整備する必要があります。</p> <p>そのために基幹相談支援センターに機能を発揮していただきたいです。</p>

会長

さらに、成年後見も障害者に重要な事業です。啓発や直接ではなくても人材育成のバックアップの取組みを行っていく。

このようなものを基幹相談支援センターとしてイメージしています。

現在の相談支援事業所の相談が円滑になり、機能強化され、新規参入も増え、障害者の相談ニーズに十分に応えていきます。

まだ議論は途中ですが、自立支援協議会としてまとめを行っているところです。

もう一点、私見ですが、総合相談機能の総合はこども、お年寄り、生活困窮者・低所得者も入りますので、福祉に対するどんな相談が入ってくるか分かりません。

当事者が障害者でも、問題を抱えている家族や関係者が影響するケースも想定されるので、必要となれば担当を召集して会議ができる等、多問題家族に総合相談が機能を発揮できるとよいです。

市が福祉を進めていく中核的な機能を福祉センターに位置づける。

私は、総合相談機能を基幹相談支援センターの中に設けると言いましたが、やはりここでの総合相談の定義に沿うならば、総合福祉センターがあって、総合相談があって、その中に基幹相談支援センターがあるということですね。

基幹相談支援センターは総合支援法の施策の中の用語として使われています。この中で障害者に対しては総合的に、担当も明確にしていくことをきちんと進める。同時に相談者と支援がきちんと結びつく機能を果たす。

そのための整理の必要があります。

(4) その他 成年後見

委員

先程も話がありましたが、社会福祉協議会では法人後見について早急に、前向きに議論を進めている状況ですので、ご報告いたします。

会長

後見制度の使い勝手の問題は大きな課題です。是非進めていただきたいと思います。

	<p>他市、法人後見の問題、様々な取組みがあります。非常に重要な問題ですので、できればもう少し情報を頂いて、またの機会でも議論できればと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>(4) その他 バス 前回の協議会で次長さんから、今の所不十分だけれど、できるところから取組んでいるような状況です、といったお答えでした。 あと3年しかなく、道路拡張も用地買収など難しい問題があり、現実的に無理だと思います。 アクセスの対策がどこまでできるかをお聞きしたいです。</p>
<p>委員</p>	<p>新所沢駅西口に行くところバスは一系統しかありません。 道路拡張も難しく、とても間に合いません。 視覚障害者、車椅子の方や高齢者もいらっしゃるの、車椅子対応のシャトルバスを検討していただきたいです。 開館時間中の利用に対応するには、ところバスでは少ないです。</p>
<p>会長</p>	<p>アクセスの整備は、手段はともかく、提言していく必要があります。 相談機能については、役割や連携を具体的に整理する課題があります。既存の機能を捨てるのではなく、生かして総合福祉センターの相談機能を位置づけないと、折角センターを造る意味がありません。 意見を反映して整理してください。 質問のあった点で、回答があれば、事務局からお願いします。</p>
<p>事務局(磯野課長)</p>	<p>提言策定スケジュールを確認します。 提言(案)策定の間、ご意見・確認事項があれば、事務局までお知らせください。 また、窓口に来ることが不可能な方、特に精神障害者に対する所沢市の取組みの現状を担当から説明いたします。</p>

事務局(市來室長)	<p>平成24年10月より精神障害者に対する地域生活支援に関する調査・研究のために、「所沢市精神障害者地域生活支援施策研究会」が発足いたしました。</p> <p>平成25年12月18日に議論と調査の研究結果を踏まえ、「精神障害者への地域生活支援の充実に向けて(提言書)」をまとめ、市長に提出されました。</p> <p>提言書は精神障害者への地域生活支援の充実に向けて、市が取り組むことが望まれる施策として、アウトリーチ支援事業の実施、相談体制・障害福祉サービスの充実、が盛り込まれております。</p> <p>提言を受け、市では、今後どのような形での事業の実施が可能か、現在検討を進めるところです。</p>
事務局(北田課長)	<p>アクセスについては、関係部署・事業者とところバスを第一に協議しています。</p> <p>シャトルバスは、他の施設との移動や市全体の施策にも関わるので、まず、ところバスについて検討します。</p>
事務局(美甘次長)	<p>本日は、貴重なご意見をありがとうございました。</p> <p>会長からも、成年後見の関係について、市の方から情報提供をして、協議会で意見交換をという話がありました。</p> <p>認知症高齢者が増えていく状況の中で、成年後見制度は益々重要になります。</p> <p>市も、市民後見人の育成等、総合福祉センターは地域福祉の拠点施設であり、支えあい一つのポイントになっています。こうしたことも十分に視野に入れ、社会福祉協議会とも連携しながら、進めていきます。</p> <p>ところバスの関係ですが、道路等の状況もありますが、皆さんのご意見を頂きながら、事務局としてもできる限りのことはやっていきたいと考えております。</p>
事務局(仲主査)	<p>事務局より案内</p> <p>協議会の設置根拠の条例化について</p> <p>所沢市経営企画部で既存機関のあり方を検討する中で、「市の附属機関」と判断されたため。条例は3月議会を経て、4月1日施行予定。</p>

副会長

次回の開催は、3月25日(火)の予定。

皆さん、活発なご議論をありがとうございました。

市が用意した叩き台がありましたので、活発な、建設的な意見がありました。

アウトリーチをどうするかは非常に重要です。相談機能を考える上で、まず相談を受けて、どうアレンジしていくか、その関係性をどう構築していくか、そこを点にしていきたいと思いますという意見もありましたが、新たに来れない人をどうするかという話が出てきたのは、非常によかったです。

中核的なセンターには、情報収集機能が求められます。

アウトリーチをかけるのも、どこにかけるのかが必要になります。

ワンストップではなくファーストステップになる。最終的に相談支援事業所をお願いしたときに、結果をトレースし、トレースの結果必要となるものを共有していく、これが情報の収集です。

中核的なセンター・総合相談機能・基幹相談支援センターの中で情報を収集して、関係者に共有していく機能を是非入れてください。

成年後見について、個人的なことですが、近隣市の社会福祉協議会の法人後見を、親戚の関係で私が申立人になろうと動いています。

なぜ、後見制度が進まないのか。

非常に手続の煩雑さがあります。仕事柄自分でできると思っていました、その分量、仕事を休んでの活動、いろんなことがたくさんあってとてもできるものではありません。行政書士をお願いすると、10万円ぐらいの費用が掛かる。親ならともかく親戚なので私が負担するのかという思いもあります。

手続の大変さを今回知りました。

後見人の育成もですが、後見制度の支援システムを各市で作っているのを見ますと、制度の仕方や窓口に来れない方への支援はあります。

自分達で手続をする方には、かなりハードルが高いので、手続支援も考えていただけるとありがたいです。

いろんな情報が集約されて、何が所沢に必要なのか発信でき

る機能も福祉センターの中に取り入れてください。

2月中にまとめていただいて、良い提言をして、我々障害福祉従事者として、こういうものが必要なだと分かるものを3月にはご用意いただきたいです。

よろしく願いいたします。

閉 会